

朝日町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町資産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する町資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の広報印刷物

(広告の範囲)

第4条 町の広告媒体としての品位等を妨げないものであり、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動等に係るものと認められるもの

(4) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

(5) 個人の氏名を広告するもの

(6) 美観風致を害するおそれがあるもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、朝日町広告掲載基準による。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、別途定める。

(申込者の資格)

第6条 広告掲載を希望することができる者は、国内に住所又は事業所を有するものとする。

(広告募集方法)

第7条 広告の募集方法は、町広報紙等及び町ホームページで行うものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の募集により申し込みのあったときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、町が発行する納付書により納入する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(広告掲載の取消)

第11 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告の内容等が第4 条の規定に反すると判断したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が妥当でないと町長が認めたとき。

(広告掲載の取下げ)

第12 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合において、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

(広告掲載料の返還)

第13 条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、納付済みの広告掲載料は当該広告主に返還する。ただし、第11 条の規定により、広告掲載を取り消したときは返還しない。

(広告主の責務)

第14 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(審査機関)

第15 条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、朝日町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は総務税務課長を、委員は町民福祉課長、産業振興課長、上下水道課長、出納室長、教育課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第16 条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課員を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第17 条 審査会の庶務は、総務税務課において処理する。

(その他)

第18 条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19 年 1 1月 1日から施行する。